

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第11回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成18年9月25日（月）13：30～15：30

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）麻生光洋，坂本雅子，永尾広久，西村重雄，簀田孝行（委員長）

（庶務）渡邊総務課長，三井総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

(1) 平成19年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(2) 平成18年10月期の新任判事補任命候補者について

(3) その他（報告事項）

5 審議資料

35 裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）（添付省略）

36 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案 - 検察庁
に対するもの）

37 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案 - 弁護士
会に対するもの）

6 協議

庶務から配布資料に関する説明を行った上で，以下のとおり協議が行われた。

(1) 平成19年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から本年度の再任（判事任命）候補者に関する情報収集については，昨
年度と同様の方法を執り，審議資料36及び37の依頼文書についても，昨年

と同様の書式の文書を地域委員会からそれぞれ発出する旨提案した。これに対し、昨年の依頼文書に記載していた提出期限欄の但書（期限後に提出された文書の取扱い。）については、専ら当地域委員会の内部的な取扱いであり、期限後の提出を想定した内容の文書を、あらかじめ依頼文書に記載するのはいかがかとの意見が出されたため、今年度の依頼文書には、この但書部分を記載しないこととした。

なお、委員から次のとおり質問及び意見等があった。

- ・ 当地域委員会の関係では、来年上半期の再任（判事任命）候補者の中で検事に転官したこと等もないのに、一人だけ期が異なっている方がいるがこれはどうしてか。
- ・ 裁判官は、判事補任官後、その官に任命された日から10年毎に任期を迎えるので、再任（判事任命）候補者は、同じ期になるのが通常であるが、当該候補者は、判事補任官後、3年経過して簡裁判事となりうる資格を取得した際、簡裁判事兼判事補として任命されて簡裁判事を本務としたため、簡裁判事の任期10年が終了した段階で、判事に任命された。このような経緯があるため、同期の裁判官と異なる時期に再任期となったものである。
- ・ 収集した情報については、地域委員会として何か意見を付して下級裁判所裁判官指名諮問委員会に送るのか。
- ・ 地域委員会は、基本的に提供された情報について、その情報としての適格性を審議して、下級裁判所裁判官指名諮問委員会に当該情報を送るものであるが、例えば、情報提供者が敗訴判決を受けたことなどによって、当該裁判官に私怨を抱いているような事情があるような場合には、その旨の意見を付することもありうる。
- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度は、いわゆるネガティブチェックであるというが、提供された情報が、当該指名候補者にとって良い情報である場合、そのようなプラス情報についても適正な情報として下級裁判所

裁判官指名諮問委員会に送ってもよいのではないか。一面的な情報となると提供する方も、提供してよいか迷うことがあるのではないだろうか。参考送付として送っているようだが、当該指名候補者に関する良い点も問題がある点も情報提供していただくような、おおらかな運用でよいかと思う。

- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会から地域委員会に対して、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」という考えが伝えられ、これらの点については結論が出ていることかもしれないが、弁護士会の実情も含めて、一言意見を言わせていただきたい。

福岡では、過去5回、裁判官についての5段階評価アンケート調査の取組を行っている。現在、福岡県弁護士会には約670人ほどの会員が登録しているが、今年の場合、そのうち約250人から回答があった。特定の裁判官について、ある程度まとまった数の情報であれば、内容についても相対的な評価として信憑性があるものと考えており、何らかの基礎資料にはなると思っている。

(2) 平成18年10月期の新任判事補任命候補者について

従前と同様の取扱いとすることとされた。

(3) その他（報告事項）

ア 平成18年10月期の弁護士任官候補者（当地域委員会関係分）に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会審議結果について

庶務から、当地域委員会において情報収集し、指名諮問委員会に報告していた弁護士任官候補者については、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の開催前に、任官希望が取り下げられたため、指名の適否に関する答申が行われな

いまま、審議が終了した旨報告した。

イ 弁護士任官候補者が、民事調停官あるいは民事調停官であった場合、当該候補者が執務する（あるいはしていた。）庁の簡易裁判所判事に対し、調停官としての執務状況に関する情報の収集をすべきかについて、下級裁判所裁判官指名諮問委員会に求意見していた結果について

庶務から以下のとおり報告した。

9月6日（水）に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会において協議された結果、調停官である弁護士任官候補者については、調停官としての執務経験状況に関する報告書が最高裁判所から提出されている。この報告書は、様々な情報に基づいて作成されており、必要があれば簡易裁判所判事からも情報を収集しているものと思われ、地域委員会が、特に簡易裁判所判事だけから直接に情報を収集する必要性は乏しいとのことから、民事調停官あるいは民事調停官であった弁護士任官候補者に対しても、従前どおりの方法で情報の収集を行うこととされた。

ウ 平成19年度上半期が再任期でない裁判官に対する情報提供がなされた場合について

庶務から以下のとおり、経緯及び結果を報告し、各委員から了承を得た。

第二東京弁護士会裁判官選考検討委員会から、当地域委員会庶務あてに「裁判官指名候補者に関する情報提供取り次ぎの件」と題する書面が提出された。その書面には、同弁護士会の会員からの福岡高等裁判所管内所属裁判官の評価に関する書面が添付されていたため、同裁判官の再任期を調査したところ、平成19年度上半期の再任候補者ではないことが判明した。

ところで、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の第8回議事要旨によれば「指名候補者ではない裁判官に関して委員会に対し寄せられた情報の取扱いについて、庶務としては、その裁判官が、将来的に指名候補者となるのかどうかも把握できないので、そうした情報については、毎年的人事評価において考

慮することができるようにするために、裁判所外部からの情報の受付窓口、具体的には、当該裁判官が所属する裁判所の総務課長に送付する。」との取扱いが了承されており、委員長の了解を得た上で、それに従い、庶務から、同裁判官の所属する裁判所に回付した。

なお、今後、このようなケースについては同様に対応することとしたい。

エ 修習終了後3年未満の裁判官任官希望者に関する指名の適否の審議及び情報収集の方法について

庶務から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から情報提供があった旨及びその内容を以下のとおり報告した。

弁護士任官推薦の対象とならない修習終了後3年未満の任官希望者については、その実質は、司法修習生から判事補への採用が遅れて行われるものであると考えられ、司法修習生から判事補への任命のパターンに準じて指名の適否の審査及び情報収集を行うこととされる。この場合、下級裁判所裁判官指名諮問委員会は最高裁判所から提出された司法修習中の成績等に関する資料に基づいて審議し、地域委員会に対しては、特に情報収集の依頼は行わない。ただし、地域委員会に対し、任官希望者の名簿及び履歴書を送付し、地域委員会から指名の適否に関する特段の情報が送付されたときは、これを受け付けるものとされている。なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会からの名簿等の送付先は、実務修習地及び任官希望者が弁護士登録をしていた場合は、所属弁護士会所在地を管轄する各地域委員会とするものとされている。

7 次回期日

既に指定済みの次回期日、11月13日(月)午後1時30分を確認した。